

令和元年10月4日
総務部職員課

会計年度任用職員制度の導入等に伴う関連規程の整備について

1 趣旨

地方公共団体における行政需要の多様化等に対応し、公務の能率のかつ適正な運用を推進するため、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律に基づき、会計年度任用職員の任用及び給付について規定を整備する。また、現行の臨時的任用職員及び非常勤職員については、会計年度任用職員に移行し、適正な任用・勤務条件を確保する。

【法改正の概要】

- (1) 特別職非常勤職員及び臨時的任用職員の任用要件を厳格化
- (2) 一般職の会計年度任用職員制度を創設し、任用、服務規律等を整理するとともに、期末手当の支給を可とする。

2 会計年度任用職員制度概要

(1) 職の定義

一会計年度を超えない範囲内でおかれる非常勤の職であり、その職務内容や責任の程度は常勤職員と異なる。また、会計年度任用職員は地方公務員法上一般職に適用される各規定が適用される。

(2) 23区統一事項

会計年度任用職員の募集・採用の方法、支給する手当の種類・対象・支給方法等の23区統一基準を決定した。(平成30年11月)

(3) 勤務条件

① 報酬・手当

常勤職員の給料表を適用して報酬額を決定するとともに、一定の要件を満たす場合には期末手当を支給する。

② 休暇等

法令等に規定された休暇を整備するとともに、地方公務員育児休業法に基づく育児休業や部分休業が取得可能となる。

会計年度任用職員と特別職非常勤職員の主な制度比較

	会計年度任用職員	(現行) 特別職非常勤職員
(1) 身分	一般職	特別職
(2) 任期	1 会計年度以内	1 会計年度以内
(3) 採用方法	選 考	—
(4) 給与等	報 酬 (常勤職員の給料表を適用し、現行 の特別職非常勤職員の報酬水準を 基礎に同額以上の水準で移行)	報 酬
(5) 報酬の種類	地域手当、特殊勤務手当、 超過勤務手当等に相当する報酬	—
(6) 期末手当	年間最大 2. 6 月分 (原則任期 6 か月以上の者)	—
(7) 通勤費	勤務日数に関わらず費用弁償	週 3 日勤務以上
(8) 旅費	鉄道賃、車賃等	鉄道賃、車賃等
(9) 人事評価	対 象	実施中
(10) 条件付採用	採用後 1 か月間	—
(11) 懲戒・分限	対 象	—
(12) 休暇	年次有給休暇 夏季休暇 等	年次有給休暇 夏季休暇 等
(13) 休業	育児休業・部分休業	育児休業
(14) 服務	秘密を守る義務、信用失墜行為の禁止、 政治的行為の制限、争議行為等の禁止 職務に専念する義務 等	—

3 臨時的任用の適正確保

(1) 職の定義

臨時的任用は①緊急の場合②臨時の職に関する場合③採用候補者や昇任候補者名簿がない場合に特例として認められているものであり、改正法においては、国家公務員の取扱いを踏まえ、「常時勤務を要する職に欠員を生じた場合」に限定されるものである。

臨時的任用職員はフルタイムで任用し、常勤職員が行うべき業務に従事する。

(任用例)

災害発生時に正規の職員を補充するまで、取り急ぎ要員を充足する必要がある場合等

(2) 勤務条件

① 報酬・手当

常勤職員と同様に給与及び諸手当を支給する。

② 休暇等

常勤職員と同様の規定を整備（リフレッシュ休暇を除く）。職の性質により、地方育児休業法については適用除外となる。

(3) 臨時的任用の留意点

臨時的任用は、競争試験や選考による厳格な能力実証を求められないため、制度の適正運用の観点から、任用の事由、方法、期間等については厳格な制限が設けられているものの実際の運用には慎重を期する必要がある。

一方で、関係規定を整備しておくことが望ましいとの総務省通知を踏まえた災害発生時等の不測の事態に備えた対応も必要となることから、給与及び勤務時間等の取扱いの規定を整備する。

江東区における臨時・非常勤職員の移行イメージ

現 行		
職の種類	特別職非常勤職員 [地公法第3条第3項第3号]	臨時的任用職員 [地公法第22条第2項]
主な職	<ul style="list-style-type: none"> 江東区公文書等専門員 江東区個人番号カード交付受付員 江東区医員 保育補助員 <p style="text-align: right;">500人程度</p>	<ul style="list-style-type: none"> 事務補助 清掃作業 <p style="text-align: right;">1,500人程度</p>
適用法令	<ul style="list-style-type: none"> 江東区非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例 江東区非常勤職員の付加報酬の支給に関する要綱（通勤手当相当） 江東区非常勤職員の年次有給休暇の付与に関する基準 江東区非常勤職員の年次有給休暇以外の休暇の付与に関する要綱 各職設置要綱 	<ul style="list-style-type: none"> 江東区臨時職員取扱要綱



職の移行	以下の全ての要件に該当する職 ① 専門的な知識又は見識を有すること ② 当該知識経験等に基づき事務を行うこと ③ 事務の種類が、助言、診断又は総務省令で定める事務であること	・常時勤務を要する職に欠員を生じた場合で、以下のいずれかの場合に該当する職 ① 緊急の場合 ② 臨時の職に関する場合 ③ 採用候補者名簿がない場合	上記以外の職
------	---	--	--------



令和2年度～			
職の種類	特別職非常勤職員 [地公法第3条第3項第3号及び第3号の2]	臨時的任用職員 [地公法第22条の3]	会計年度任用職員 [地公法第22条の2第1項]
主な職	<ul style="list-style-type: none"> 江東区医員 投票管理者及び開票管理者等 <p style="text-align: right;">100人程度</p>	(災害時等緊急・臨時の場合)	<ul style="list-style-type: none"> 江東区公文書等専門員 江東区個人番号カード交付受付員 保育補助員 事務補助 清掃作業 <p style="text-align: right;">1,900人程度</p>
適用法令	<ul style="list-style-type: none"> 江東区非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例 	<ul style="list-style-type: none"> 江東区職員の給与に関する条例 江東区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例 	<ul style="list-style-type: none"> 江東区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例 (・会計年度任用職員の任用等に関する規則※新設) (・会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則※新設)

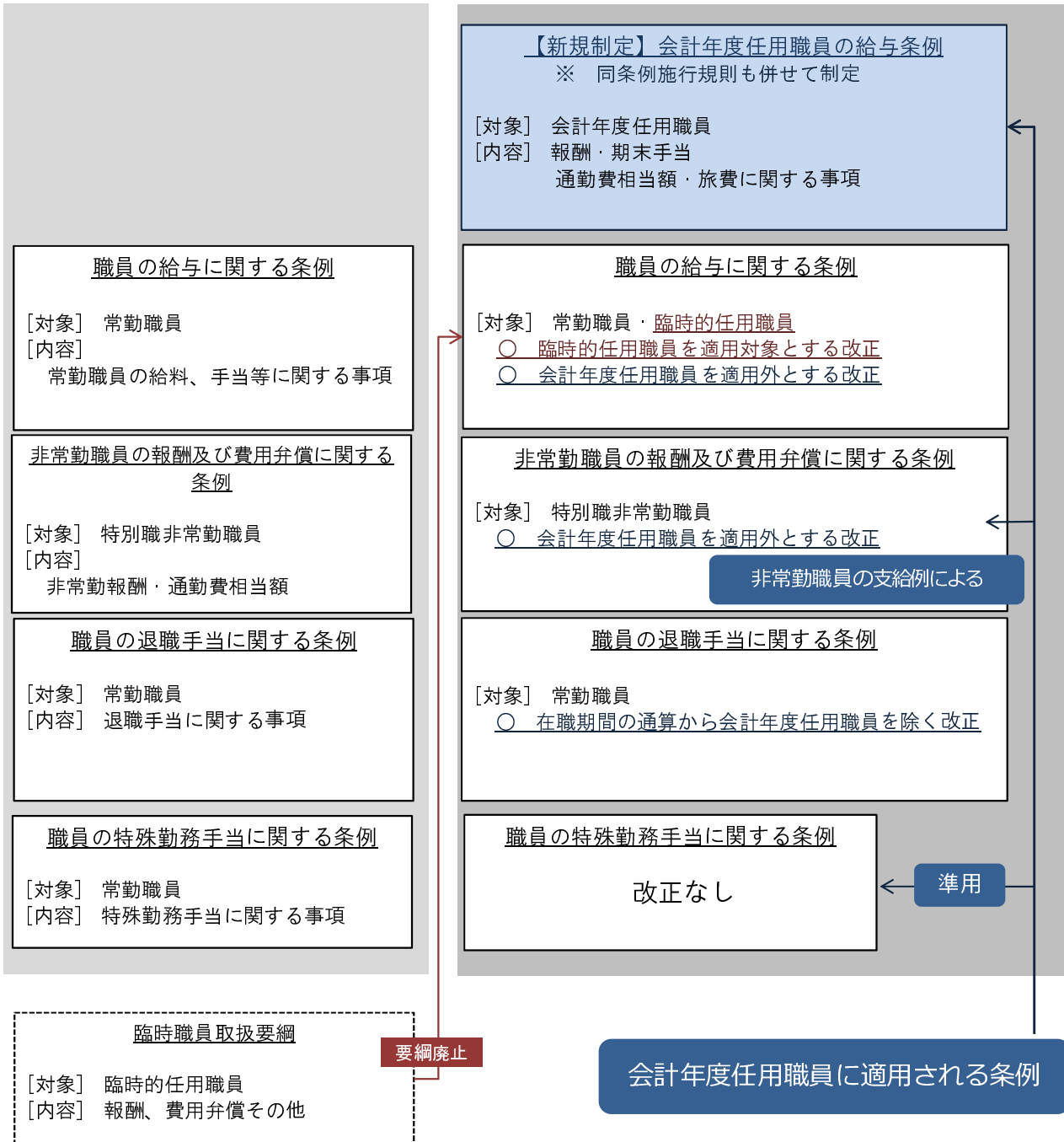
■ 給与制度改革の体系図（イメージ）

地方公務員法が適用となる会計年度任用職員制度の創設のための条例改正

臨時的任用職員の要件厳格化に伴い、常勤職員同様の給与を支給するための条例改正

現 行

改正後



■ 任用制度改正の体系図（イメージ）

地方公務員法が適用となる会計年度任用職員制度創設のため、適用関係について規定を整備

会計年度任用職員の任用・勤務時間等について規則に委任

現 行

改正後

職員の分限に関する条例
 [対象] 職員
 [内容] 職員の分限（休職、降給、降任、免職）の事由、基準、手続き等に関する事項

職員の結核休養に関する条例
 [対象] 職員（特別職・臨時的任用職員を除く）
 [内容] 職員の結核休養に関する事項

職員の懲戒に関する条例
 [対象] 職員
 [内容] 職員の懲戒（戒告、減給、停職、免職）の効果、手続き等に関する事項

職員の育児休業等に関する条例
 [対象] 常勤職員・特別職非常勤職員
 [内容] 育児休業に関する事項
 一定の条件を満たす非常勤職員は育児休業が取得可能

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例
 [対象] 常勤職員
 [内容] 職員の勤務時間等に関する事項

廃止する要綱

**非常勤職員の年次有給休暇に関する基準
非常勤職員の年次有給休暇以外の休暇に関する要綱**
 [対象] 特別職非常勤職員

（各職）非常勤職員設置要綱
 [対象] 特別職非常勤職員
 [内容] 任用等に関する事項

臨時職員取扱要綱
 [対象] 臨時的任用職員
 [内容] 任用等に関する事項

職員の分限に関する条例
 [対象] 常勤職員・会計年度任用職員
 ○ 会計年度任用職員の休職期間について規定を追加

職員の結核休養に関する条例
 [対象] 常勤職員
 ○ 会計年度任用職員を適用外とする改正
 ○ 臨時的任用職員を適用外とする改正

職員の懲戒に関する条例
 [対象] 常勤職員・会計年度任用職員
 ○ 会計年度任用職員の減給について規定を追加

職員の育児休業等に関する条例
 [対象] 常勤職員・会計年度任用職員
 ○ 一定の条件を満たす会計年度任用職員は部分休業を取得可能とする規定を追加
 ○ 会計年度任用職員の部分休業における減給について規定を追加

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例
 [対象] 常勤職員・臨時的任用職員
 ○ 会計年度任用職員を適用外とする改正
 ○ 臨時的任用職員の休暇等について規定を追加

規則に委任

【新規制定】会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則
 [対象] 会計年度任用職員
 ○ 会計年度任用職員の勤務時間等に関する事項

【新規制定】会計年度任用職員の任用等に関する規則
 [対象] 会計年度任用職員
 ○ 会計年度任用職員の任用等に関する事項

令和元年 10 月 4 日
総務部 職員課

江東区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例について

1 趣旨

地方公務員法の一部を改正する法律により新たに会計年度任用職員が創設されることに伴い、現行の臨時的任用職員及び非常勤職員の多くが会計年度任用職員に移行するため、適正な勤務条件の確保の観点から「江東区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例」を制定する。

2 目的

新たに創設される会計年度任用職員に報酬、期末手当及び費用弁償を支給することを目的とする。

3 条例の概要

(1) 会計年度任用職員に支給する報酬、期末手当に関する事項

① 報酬

報酬額の決定は、常勤職員の給料表を適用し、任用される職種又は職に応じて、原則、常勤職員の給料表（1級）を超えない範囲内において月額、日額及び時間額の報酬とする。

報酬の種類は、地域手当、特殊勤務手当、超過勤務手当等に相当する報酬とする。

② 期末手当

3月1日、6月1日及び12月1日の基準日に在職する会計年度任用職員に期末手当を支給する。支給月数はそれぞれ、100分の25、100分の115、100分の120とする。

(2) 会計年度任用職員に支給する費用弁償に関する事項

① 通勤に係る費用弁償

常勤職員と同様の支給要件に該当するときは、通勤費相当額を支給する。

② 旅行に係る費用弁償

特別職非常勤職員における旅費の支給の例により、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料及び食卓料を支給する。

4 条例案

別紙のとおり

5 施行日

令和2年4月1日

江東区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の2第5項及び地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第24条第5項の規定に基づき、法第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）の給与及び費用弁償に関する事項を定めることを目的とする。

(給与)

第2条 会計年度任用職員には、報酬及び期末手当を支給する。

- 2 公務について生じた実費の弁償は、給与には含まれない。
- 3 この条例による給与は、現金で直接会計年度任用職員に支払わなければならない。ただし、会計年度任用職員から申出のある場合には、口座振替の方法により支払うことができる。

(給料表)

第3条 会計年度任用職員の報酬の額の決定には、給料表を用いるものとする。ただし、次条第2項に規定する職に従事する会計年度任用職員については、この限りでない。

- 2 前項の給料表の種類は、江東区職員の給与に関する条例（昭和30年4月江東区条例第7号。以下「給与条例」という。）第6条第1項第1号ア及びイ並びに同項第2号アからウまでに掲げる給料表並びに江東区立幼稚園教育職員の給与に関する条例（平成12年3月江東区条例第48号。以下「幼稚園教育職員給与条例」という。）第6条第1項に規定する給料表のとおりとする。
- 3 前項の給料表は、当該会計年度任用職員が採用された日の属する年度の初日において施行されている給与条例及び幼稚園教育職員給与条例に規定する給料表をいう。

(報酬の額)

第4条 会計年度任用職員の報酬（第7条第1項に規定する地域手当に相当する報酬、第8条第1項に規定する特殊勤務手当に相当する報酬、第10条第1項に規定する超過勤務手当に相当する報酬、第11条に規定する休日給に

相当する報酬及び第12条に規定する夜勤手当に相当する報酬（以下これらを総称して「諸手当相当報酬」という。）を含まないものをいう。以下この条から第6条までにおいて同じ。）の額は、月額、日額又は時間額で定めるものとし、別表に掲げる職種又は職に応じ、同表額の種別の欄に掲げる月額、日額又は時間額を超えない範囲内において、次条に定めるところにより、任命権者が決定するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、別表に掲げる職種又は職の分類により難しいものと任命権者が認める職に従事する会計年度任用職員の報酬の額については、月額で定める職にあつては300,000円、日額で定める職にあつては16,700円、時間額で定める職にあつては2,800円を超えない範囲内において、任命権者が決定するものとする。
- 3 前2項の規定により報酬の額を決定する場合には、職員の職務の複雑性、特殊性、困難性及び責任の軽重に応じ、かつ、常勤の職員の給与との権衡を考慮しなければならない。
- 4 前3項に規定するもののほか、会計年度任用職員の報酬の額の決定に関し必要な事項は、特別区人事委員会（以下「人事委員会」という。）の承認を得て規則で定める。

第5条 月額で報酬を定める会計年度任用職員の勤務1月当たりの報酬額は、基準月額に、当該職員について定められた1週間当たりの勤務時間を38.75で除して得た数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

- 2 日額で報酬を定める会計年度任用職員の勤務1日当たりの報酬額は、基準月額を21で除して得た額に、当該職員について定められた1日当たりの勤務時間を7.75で除して得た数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。
- 3 時間額で報酬を定める会計年度任用職員の勤務1時間当たりの報酬額は、基準月額を162.75で除して得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。
- 4 前3項の「基準月額」とは、これらの規定に規定する会計年度任用職員の1週間当たりの通常の勤務時間が江東区職員の勤務時間、休日、休暇等に関

する条例（平成10年3月江東区条例第8号）第2条第1項に定める職員と同一であるとした場合に、その者の職務の内容及び責任、職務遂行上必要となる知識、技術及び職務経験等に照らして前条により決定した報酬の額とする。

（報酬の支給方法）

第6条 会計年度任用職員の報酬は、月の1日から末日までの期間（以下「給与期間」という。）につき、毎月1回、規則で定める日に、その全額を支給する。

2 新たに月額で報酬を定める会計年度任用職員となった者に対しては、その日から報酬を支給し、報酬額に異動を生じた者に対しては、その日から新たに決定された報酬を支給する。ただし、離職した会計年度任用職員が即日他の職の会計年度任用職員に任命されたときは、その日の翌日から報酬を支給する。

3 月額で報酬を定める会計年度任用職員が離職したときは、その日まで報酬を支給する。

4 前2項の規定により報酬を支給する場合であって、給与期間の初日から支給するとき以外のとき又は給与期間の末日まで支給するとき以外のときは、その報酬額は、その給与期間の現日数から会計年度任用職員について定められた週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

5 月額で報酬を定める会計年度任用職員が死亡したときは、その月まで報酬を支給する。

6 日額又は時間額で報酬を定める会計年度任用職員に対しては、その者の勤務日数又は勤務時間に応じて報酬を支給する。

（地域手当に相当する報酬）

第7条 会計年度任用職員には、地域手当に相当する報酬を支給する。

2 前項に規定する地域手当に相当する報酬の額は、当該職員の報酬（諸手当相当報酬を含まないものをいう。）の100分の20の範囲内の額とする。

3 会計年度任用職員の地域手当に相当する報酬の支給額、支給方法その他地域手当に相当する報酬の支給に関し必要な事項は、人事委員会の承認を得て

規則で定める。

(特殊勤務手当に相当する報酬)

第8条 著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他著しく特殊な勤務で、給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を報酬で考慮することが適当でないと認められるものに従事する会計年度任用職員（教育公務員特例法（昭和24年法律第1号。以下「教特法」という。）第2条第2項に規定する講師に該当する者を除く。）には、その勤務の特殊性に応じて特殊勤務手当に相当する報酬を支給する。

2 前項に規定する特殊勤務手当に相当する報酬の額は、当該職員の報酬（諸手当相当報酬を含まないものをいう。）の100分の25を超えない範囲内において定める。ただし、職務の性質により特別の必要がある場合は、この限りでない。

3 会計年度任用職員の特殊勤務手当に相当する報酬の種類、支給範囲及び支給額等については、江東区職員の特殊勤務手当に関する条例（平成10年3月江東区条例第9号。以下「特勤条例」という。）の規定を準用する。

(報酬の減額等)

第9条 月額で報酬を定める会計年度任用職員がその定められた勤務時間（以下この条から第12条までにおいて「所定の勤務時間」という。）中に勤務しないときは、休日である場合、人事委員会の承認を得て規則で定める有給の休暇による場合並びにその勤務しないこと及び給与の減額を免除することにつき任命権者の承認があった場合を除き、その勤務しない1時間につき、第13条第1号に定める勤務1時間当たりの報酬額を減額して報酬を支給する。

2 日額で報酬を定める会計年度任用職員が所定の勤務時間中に勤務しないときは、休日である場合、人事委員会の承認を得て規則で定める有給の休暇による場合並びにその勤務しないこと及び給与の減額を免除することにつき任命権者の承認があった場合を除き、その勤務しない1時間につき、第13条第2号に定める勤務1時間当たりの報酬額を減額して報酬を支給する。

3 時間額で報酬を定める会計年度任用職員が所定の勤務時間中に人事委員会の承認を得て規則で定める有給の休暇を取得したとき並びにその勤務しない

こと及び給与の減額を免除することにつき任命権者の承認があったときは、当該勤務時間1時間につき、第13条第3号に定める勤務1時間当たりの報酬額を報酬として支給する。

4 前3項の承認の基準は、人事委員会の承認を得て規則で定める。

(超過勤務手当に相当する報酬)

第10条 所定の勤務時間以外の時間に勤務することを命ぜられた会計年度任用職員には、その所定の勤務時間以外の時間に勤務した全時間について、超過勤務手当に相当する報酬を支給する。

2 前項に規定する超過勤務手当に相当する報酬の額は、勤務1時間につき、第13条各号の規定により算出する勤務1時間当たりの報酬額に所定の勤務時間以外の時間に勤務した次の各号に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で人事委員会の承認を得て規則で定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額とする。ただし、会計年度任用職員が第1号に掲げる勤務で所定の勤務時間以外の時間にしたもののうち、その勤務の時間とその勤務をした日における所定の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に係る本文に規定する報酬の額は、勤務1時間につき、第13条各号の規定により算出する勤務1時間当たりの報酬額に100分の100（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125）を乗じて得た額とする。

(1) 所定の勤務時間が割り振られた日（次条の規定により休日給に相当する報酬が支給されることとなる日を除く。）における勤務

(2) 前号に掲げる勤務以外の勤務

3 前2項の規定に定めるもののほか、あらかじめ割り振られた1週間の所定の勤務時間（以下「割振り変更前の所定の勤務時間」という。）を超えて休日とされた日に所定の勤務時間を割り振られた会計年度任用職員には、当該所定の勤務時間に相当する時間（38時間45分から当該割振り変更前の所定の勤務時間を減じて得た時間及び次条の規定により休日給に相当する報酬が支給されることとなる時間を合計して得た時間（当該合計して得た時間

が当該割振り変更前の所定の勤務時間を超えて勤務した時間を超える場合にあっては、当該時間)を除く。次項において「割振り変更前の所定の勤務時間を超えて勤務した時間」という。)に対して、勤務1時間につき、第13条各号の規定により算出する勤務1時間当たりの報酬額に100分の25から100分の50までの範囲内で人事委員会の承認を得て規則で定める割合を乗じて得た額を超過勤務手当に相当する報酬として支給する。

4 所定の勤務時間以外の時間に勤務した時間と割振り変更前の所定の勤務時間を超えて勤務した時間との合計が1月について60時間を超えた会計年度任用職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、前3項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第13条各号の規定により算出する勤務1時間当たりの報酬額に次の各号に掲げる時間の区分に応じて、当該各号に定める割合を乗じて得た額を超過勤務手当に相当する報酬として支給する。

(1) 第2項各号に掲げる勤務の時間 100分の150 (その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175)

(2) 前項の規定による勤務の時間 100分の50

(休日給に相当する報酬)

第11条 休日の勤務として所定の勤務時間中に勤務することを命ぜられた会計年度任用職員には、所定の勤務時間中に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第13条各号の規定により算出する勤務1時間当たりの報酬額に100分の125から100分の150までの範囲内で人事委員会の承認を得て規則で定める割合を乗じて得た額を休日給に相当する報酬として支給する。

(夜勤手当に相当する報酬)

第12条 所定の勤務時間として、午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務することを命ぜられた会計年度任用職員には、その間に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、次条各号の規定により算出する勤務1時間当たりの報酬額の100分の25を夜勤手当に相当する報酬として支給する。

(勤務1時間当たりの報酬額の算出)

第13条 第9条から前条までに規定する勤務1時間当たりの報酬額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 月額で報酬を定める会計年度任用職員 第4条及び第5条の規定により決定された報酬の月額及び人事委員会の承認を得て規則で定める手当に相当する報酬の月額の合計額に12を乗じ、その額を38.75に52を乗じた時間から38.75を5で除して得た時間に人事委員会の承認を得て規則で定める日の数を乗じたものを減じたもので除して得た額に、38.75を会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間で除したものを乗じて得た額
- (2) 日額で報酬を定める会計年度任用職員 第4条及び第5条の規定により決定された報酬の日額及び人事委員会の承認を得て規則で定める手当に相当する報酬の日額の合計額を会計年度任用職員について定められた1日当たりの勤務時間で除して得た額
- (3) 時間額で報酬を定める会計年度任用職員 第4条及び第5条の規定により決定された報酬の時間額及び人事委員会の承認を得て規則で定める手当に相当する報酬の時間額の合計額

(休職等となった会計年度任用職員の給与)

第14条 会計年度任用職員のうち、教特法第2条第2項に規定する講師に該当する者が教特法第14条に規定する事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに報酬（第8条及び第10条から第12条までに規定する報酬を除く。）の100分の100の額を支給することができる。

2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第2条第1項の規定による育児休業中の会計年度任用職員については、育児休業法第7条の規定により、期末手当を支給することができる。

3 前2項の場合を除き、法第28条第2項若しくは職員の休職の事由等に関する規則（昭和53年特別区人事委員会規則第17号。以下「休職規則」という。）第2条第3号若しくは第4号（第1号及び第2号に準ずる場合を除く。）の規定による休職、法第55条の2第5項の規定による休職又は育児休業法第2条第1項の規定による育児休業となった会計年度任用職員に対しては、休職等の期間中いかなる給与も支給しない。

(給与と災害補償との関係)

第15条 会計年度任用職員が公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）又は特別区非常勤職員の公務災害補償等に関する条例（昭和43年特別区人事・厚生事務組合条例第8号）の適用を受けて療養のため勤務しない期間については、次条の給与を除くほか、この条例に定める給与は支給しない。

（期末手当）

第16条 期末手当は、3月1日、6月1日及び12月1日（以下「基準日」という。）にそれぞれ在職する会計年度任用職員（規則で定める会計年度任用職員を除く。）に対して、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、又は死亡した会計年度任用職員（規則で定める会計年度任用職員を除く。）についても、また同様とする。

- 2 期末手当の額は、第4条及び第5条の規定により決定された報酬を基礎として規則で定める額に、3月に支給する場合には100分の25、6月に支給する場合には100分の115、12月に支給する場合には100分の120を乗じて得た額に、規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。
- 3 期末手当の不支給及び一時差止めは、給与条例の適用を受ける職員の例による。
- 4 前3項に規定するもののほか、会計年度任用職員の期末手当の支給等に関し必要な事項は人事委員会の承認を得て規則で定める。

（通勤に係る費用弁償）

第17条 会計年度任用職員が給与条例第14条第1項各号に定める通勤手当の支給要件に該当するときは、通勤に係る費用弁償を支給する。

- 2 会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償の額、支給日及び返納については、人事委員会の承認を得て規則で定める。

（公務のための旅行に係る費用弁償）

第18条 会計年度任用職員が公務のための旅行に係る費用を負担するときは、その旅行に係る費用弁償を支給する。

2 会計年度任用職員の旅行に係る費用弁償の額及び支給方法は、江東区非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年11月江東区条例第13号）の適用を受ける非常勤職員の例による。

（給与からの控除）

第19条 次の各号に掲げるものは、会計年度任用職員に給与を支給する際、その給与から控除することができる。

- (1) 会計年度任用職員の居住の用に供する東京都又は区の施設の使用料及びその使用に必要な経費
- (2) 会計年度任用職員がその福利厚生を目的として組織する団体で区長が適当と認めたもの（以下「互助会」という。）の会費並びに互助会の貸付金及び立替金に係る返還金及び利子
- (3) 互助会が取り扱う保険料及び火災共済事業の共済掛金
- (4) 東京都職員信用組合及び中央労働金庫に対する貯蓄金並びにこれらの法人の貸付金にかかる返還金及び利子

（別に定めのある職員の給与）

第20条 第2条から前条までの規定にかかわらず、勤務条件について別に定めのある会計年度任用職員の給与については、常勤の職員の給与との権衡及びその職務の特殊性等を考慮し、任命権者が別に定めるものとする。

（委任）

第21条 この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会と協議の上、規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（給与の種類及び基準の準用）

2 法第57条の規定に基づく単純な労務に雇用される者の給与の種類及び基準については、この条例中給与の種類及び基準に関する規定を準用する。

別表（第4条関係）

職種又は職	給料表	額の種別
-------	-----	------

			月額	日額	時間額
職種	事務系	行政職給料表（一）	給料表の1級の額	月額を21で除して得た額	月額を162.75で除して得た額
	福祉系	行政職給料表（一）	給料表の1級の額		
	一般技術系	行政職給料表（一）	給料表の1級の額		
	医療技術系	医療職給料表（一）	給料表の1級の額		
		医療職給料表（二）	給料表の1級の額		
		医療職給料表（三）	給料表の1級の額		
	技能系	行政職給料表（二）	給料表の1級の額		
業務系	行政職給料表（二）	給料表の1級の額			
職	講師	幼稚園教育職員給料表	給料表の1級の額		

備考

- この表において「職種」とは、職員の採用・昇任等に関する一般基準（平成13年3月29日特別区人事委員会決定）13(1)②に規定する職種をいう。
- この表において「講師」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第27条第10項に規定する講師をいう。

令和元年10月4日
総務部職員課

江東区職員の分限に関する条例の一部改正について（概要）

項目	条例	内 容
改正の趣旨	/	地方公務員法の一部改正により新たに会計年度任用職員制度が創設されることに伴い、条例の一部を改正する。
休職の期間	第4条	会計年度任用職員に係る休職の期間については、地方公務員法の規定に基づき任命権者が定める任期の範囲内において定める旨を追加する。
復職	第6条	会計年度任用職員の休職期間中の復職について定める旨を追加する。
附則		令和2年4月1日から施行する。

江東区職員の分限に関する条例 新旧対照表

現行	改正案
<p>第1条～第3条 (略)</p> <p>(休職の期間)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>(加える)</p> <p><u>2・3</u> (略)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>(復職)</p> <p>第6条 第4条第1項及び第3項に規定する休職期間中 であっても、その事由が消滅したと認められるときは、 速やかに復職を命じなければならない。</p> <p>2 (略)</p>	<p>第1条～第3条 (略)</p> <p>(休職の期間)</p> <p>第4条 (略)</p> <p><u>2 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員 に対する前項の規定の適用については、同項中「3年 を超えない範囲内」とあるのは「法第22条の2第1 項及び第2項の規定に基づき任命権者が定める任期の 範囲内」とする。</u></p> <p><u>3・4</u> (略)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>(復職)</p> <p>第6条 第4条第1項(同条第2項の規定により読み替 えて適用する場合を含む。)及び第4項に規定する休職 期間中であっても、その事由が消滅したと認められる ときは、速やかに復職を命じなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>附 則</p> <p>この条例は、令和2年4月1日から施行する。</p>

令和元年10月4日
総務部職員課

江東区職員の結核休養に関する条例の一部改正について（概要）

項目	条例	内 容
改正の趣旨		地方公務員法の一部改正により新たに会計年度任用職員制度が創設されることに伴い、条例の一部を改正する。
定義	第2条	結核休養の対象から除く職員を追加する。
附則		令和2年4月1日から施行する。

江東区職員の結核休養に関する条例 新旧対照表

現行	改正案
<p>第1条 (略)</p> <p>(用語の意義)</p> <p>第2条 この条例で職員とは、区から給料を受けている者をいう。但し、次に掲げる者を除く。</p> <p>(1) 地方公務員法第3条第3項に定める特別職の職員 (加える)</p> <p>(加える)</p> <p>(2) 条件付採用期間中の職員</p> <p>(3) (略)</p> <p>第3条～第8条 (略)</p> <p>別表 (略)</p>	<p>第1条 (略)</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「職員」とは、区から給料を受けている者をいう。ただし、次に掲げる者を除く。</p> <p>(1) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第3項に定める特別職の職員</p> <p>(2) 非常勤職員(地方公務員法第28条の5第1項又は第28条の6第2項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。)</p> <p>(3) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員(地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用されている職員を除く。)</p> <p>(4) 地方公務員法第22条に規定する条件付採用になっている職員</p> <p>(5) (略)</p> <p>第3条～第8条 (略)</p> <p>別表 (略)</p> <p>附 則</p> <p>この条例は、令和2年4月1日から施行する。</p>

令和元年10月4日
総務部職員課

江東区職員の懲戒に関する条例の一部改正について（概要）

項目	条例	内 容
改正の趣旨		地方公務員法の一部改正により新たに会計年度任用職員制度が創設されることに伴い、条例の一部を改正する。
減給の効果	第3条	会計年度任用職員に係る減給処分にあつては、諸手当相当の報酬を除く報酬を減給の対象とする旨を追加する。
附則		令和2年4月1日から施行する。

江東区職員の懲戒に関する条例 新旧対照表

現行	改正案
<p>第1条・第2条 (略)</p> <p>(減給の効果)</p> <p>第3条 減給は、1日以上6月以下の範囲で給料の5分の1以下を減ずるものとする。</p> <p>第4条～第6条 (略)</p>	<p>第1条・第2条 (略)</p> <p>(減給の効果)</p> <p>第3条 減給は、1日以上6月以下の範囲で給料(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、報酬(会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年10月江東区条例第 号)第7条第1項に規定する地域手当に相当する報酬、第8条第1項に規定する特殊勤務手当に相当する報酬、第10条第1項に規定する超過勤務手当に相当する報酬、第11条に規定する休日給に相当する報酬及び第12条に規定する夜勤手当に相当する報酬を除く。))の5分の1以下を減ずるものとする。</p> <p>第4条～第6条 (略)</p> <p>附 則</p> <p>この条例は、令和2年4月1日から施行する。</p>

令和元年10月4日
総務部職員課

江東区職員の育児休業に関する条例の一部改正について（概要）

項目	条例	内 容
改正の趣旨		地方公務員法の一部改正により新たに会計年度任用職員制度が創設されることに伴い、条例の一部を改正する。
部分休業をすることができない職員	第14条	非常勤職員のうち部分休業をすることができない職員として、特定職に引き続き在職した期間が1年以上であること及び規則で定める一定の勤務日数、勤務時間を満たす職員以外の職員を加える。
部分休業の承認	第15条	会計年度任用職員の部分休業の承認単位及び承認時間を加える。
部分休業における給与の減額	第16条	会計年度任用職員の部分休業における報酬の減額について加える。
附則		令和2年4月1日から施行する。

江東区職員の育児休業等に関する条例 新旧対照表

現行	改正案
<p>第1条～第13条 (略)</p> <p>(部分休業をすることができない職員)</p>	<p>第1条～第13条 (略)</p> <p>(部分休業をすることができない職員)</p>
<p>第14条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p>	<p>第14条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p>
<p>(1) (略)</p>	<p>(1) (略)</p>
<p>(2) <u>非常勤職員</u> (地方公務員法 (昭和25年法律第261号) 第28条の5第1項又は第28条の6第2項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。)</p>	<p>(2) <u>次のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員</u> (地方公務員法 (昭和25年法律第261号) 第28条の5第1項又は第28条の6第2項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。)</p>
<p>(加える)</p>	<p><u>ア 特定職に引き続き在職した期間が一年以上である非常勤職員</u></p>
<p>(加える)</p>	<p><u>イ 勤務日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員</u></p>
<p>(部分休業の承認)</p>	<p>(部分休業の承認)</p>
<p>第15条 部分休業の承認は、正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。</p>	<p>第15条 部分休業の承認は、正規の勤務時間 <u>(前条第2号ア及びイのいずれにも該当する非常勤職員のうち、地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員にあつては当該会計年度任用職員について定められた勤務時間)</u> の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。</p>
<p>2 (略)</p>	<p>2 (略)</p>
<p>(加える)</p>	<p>3 <u>非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき当該非常勤職員について定められた1日の勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。ただし、当該非常勤職員が勤務時間条例第18条第2項の規定に基づく規則の規定による育児時間又は介護時間の承認を受けて勤務しない場合における部分休業の承認については、1日につき当該非常勤職員について定められた1日の勤務時間から5時間45分を減じた時間から当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時</u></p>

<p>(部分休業における給与の減額)</p> <p>第16条 職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、江東区職員の給与に関する条例(昭和30年4月江東区条例第7号。以下「給与条例」という。)第16条第1項及び<u>江東区立幼稚園教育職員の給与に関する条例</u>(平成12年3月江東区条例第48号。以下「幼稚園教育職員給与条例」という。)第19条第1項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給与条例第20条及び<u>幼稚園教育職員給与条例</u>第22条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。</p> <p>第17条・第18条 (略)</p>	<p><u>間を超えない範囲内で行うものとする。</u></p> <p>(部分休業における給与の減額)</p> <p>第16条 職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、江東区職員の給与に関する条例(昭和30年4月江東区条例第7号。以下「給与条例」という。)第16条第1項、<u>江東区立幼稚園教育職員の給与に関する条例</u>(平成12年3月江東区条例第48号。以下「幼稚園教育職員給与条例」という。)第19条第1項及び<u>江東区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例</u>(令和元年10月江東区条例第 号。以下「会計年度任用職員給与条例」という。)第9条第1項から第3項までの規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給与条例第20条、<u>幼稚園教育職員給与条例</u>第22条及び<u>会計年度任用職員給与条例</u>第13条に規定する勤務1時間当たりの給与額(同条にあっては報酬額)を減額して給与を支給する。</p> <p>第17条・第18条 (略)</p> <p>附 則</p> <p>この条例は、令和2年4月1日から施行する。</p>
---	---

令和元年10月4日
総務部職員課

江東区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正について（概要）

項目	条例	内 容
改正の趣旨	/	地方公務員法の一部改正により新たに会計年度任用職員制度が創設されることに伴い、条例の一部を改正する。
趣旨	第1条	教育公務員特例法に定める教員のうち、講師については、会計年度任用職員として任用されるため、教員から講師を除く。
年次有給休暇	第13条	地方公務員法に基づく臨時的任用職員及び地方公務員の育児休業等に関する法律に基づく臨時的任用職員のうち、常時勤務するものの年次有給休暇について別に規則で定める旨を加える。
特別休暇	第14条	臨時的任用職員の特別休暇について加える。
育児休業に伴う 臨時的任用職員 等に対する特例	第18条	会計年度任用職員を含む非常勤職員の勤務時間、休日、休暇等に関して別に定める旨を加える。
附則		令和2年4月1日から施行する。

江東区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例 新旧対照表

現行	改正案
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 (略)</p> <p>2 教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)第2条第1項に定める教育公務員(区立幼稚園の園長及び教員に限る。)の勤務時間、休日、休暇等については、別に条例で定める。</p> <p>第2条～第12条 (略)</p> <p>(年次有給休暇)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>(加える)</p> <p>第14条 (略)</p> <p>(特別休暇)</p> <p>第15条 任命権者は、職員が選挙権の行使、結婚、出産その他の特別の事由により、勤務しないことが相当である場合における休暇(以下「特別休暇」という。)として、<u>公民権行使等休暇、妊娠出産休暇、妊娠症状対応休暇、早期流産休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、出産支援休暇、育児参加休暇、生理休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇、ボランティア休暇、リフレッシュ休暇、子の看護のための休暇及び短期の介護休暇を承認するものとする。</u></p> <p>(加える)</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 (略)</p> <p>2 教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)第2条第1項に定める教育公務員(区立幼稚園の園長、副園長、教諭及び養護教諭に限る。)の勤務時間、休日、休暇等については、別に条例で定める。</p> <p>第2条～第12条 (略)</p> <p>(年次有給休暇)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 <u>地方公務員法第22条の3第1項の規定により臨時的に任用された職員及び地方公務員の育児休業等に関する法律第6条第1項の規定により臨時的に任用された職員(常時勤務を要するものに限る。)の任用期間中の年次有給休暇は、第1項及び第2項の規定にかかわらず、人事委員会の承認を得て、規則で定める。</u></p> <p>第14条 (略)</p> <p>(特別休暇)</p> <p>第15条 任命権者は、職員が選挙権の行使、結婚、出産その他の特別の事由により、勤務しないことが相当である場合における休暇(以下「特別休暇」という。)として、<u>次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める休暇を承認するものとする。</u></p> <p>(1) <u>地方公務員法第22条の3第1項の規定により臨時的に任用された職員及び地方公務員の育児休業等に関する法律第6条第1項の規定により臨時的に任</u></p>

<p>2 (略)</p> <p>第16条～第17条 (略)</p> <p>(<u>臨時職員</u>に対する特例)</p> <p>第18条 <u>臨時的に</u>任用される職員の勤務時間、休日、 休暇等に関しては、人事委員会の承認を得て、任命権 者が定める。</p> <p>(加える)</p> <p>第19条 (略)</p>	<p><u>用された職員(常時勤務を要するものに限る。)</u> <u>公 民権行使等休暇、妊娠出産休暇、妊娠症状対応休暇、 早期流産休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、 育児時間、出産支援休暇、育児参加休暇、生理休暇、 慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇、ボランティア休暇、 子の看護のための休暇及び短期の介護休暇</u></p> <p>(2) <u>前号以外の職員</u> <u>公民権行使等休暇、妊娠出産休 暇、妊娠症状対応休暇、早期流産休暇、母子保健健 診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、出産支援休暇、 育児参加休暇、生理休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏 季休暇、ボランティア休暇、リフレッシュ休暇、子 の看護のための休暇及び短期の介護休暇</u></p> <p>2 (略)</p> <p>第16条～第17条 (略)</p> <p>(<u>育児休業に伴う臨時的任用職員等</u>に対する特例)</p> <p>第18条 <u>地方公務員の育児休業等に関する法律第6条</u> <u>第1項の規定により臨時的に</u>任用される職員(常時勤 務を要するものを除く。)の勤務時間、休日、休暇等 に関しては、人事委員会の承認を得て、任命権者が定め る。</p> <p>2 <u>非常勤職員(再任用短時間勤務職員を除く。)</u>の勤務 時間、休日、休暇等に関しては、第2条から前条まで の規定にかかわらず、その職務の性質等を考慮し、人 事委員会の承認を得て、規則で定める。</p> <p>第19条 (略)</p> <p>附 則</p> <p>この条例は、令和2年4月1日から施行する。</p>
---	---

令和元年10月4日
総務部職員課

江東区非常勤職員の報酬および費用弁償に関する条例の一部改正について（概要）

項目	条例	内 容
改正の趣旨	/	地方公務員法の一部改正により新たに会計年度任用職員制度が創設されることに伴い、条例の一部を改正する。
通則	第1条	会計年度任用職員に係る報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法については、本条例の適用外である旨を規定する。
附則		令和2年4月1日から施行する。

江東区非常勤職員の報酬および費用弁償に関する条例 新旧対照表

現行	改正案
<p>江東区非常勤職員の報酬<u>および費用弁償</u>に関する条例</p> <p>(通則)</p> <p>第1条 江東区非常勤職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の5第1項又は第28条の6第2項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。以下「職員」という。)の報酬<u>および費用弁償の額ならびに</u>その支給方法については、特別の定めがあるものを除くほか、この条例の定めるところによる。</p> <p>第2条～第4条(略)</p>	<p>江東区非常勤職員の報酬<u>及び費用弁償</u>に関する条例</p> <p>(通則)</p> <p>第1条 江東区非常勤職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)<u>第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員及び</u>第28条の5第1項又は第28条の6第2項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。以下「職員」という。)の報酬<u>及び費用弁償の額並びに</u>その支給方法については、特別の定めがあるものを除くほか、この条例の定めるところによる。</p> <p>第2条～第4条(略)</p> <p>附 則</p> <p>この条例は、令和2年4月1日から施行する。</p>